

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令 新旧対照条文  
 ○毒物及び劇物指定令（昭和四十年政令第二号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

| 改 正 後   | 現 行   |
|---|---|
| <p>（毒物）</p> <p>第一条 毒物及び劇物取締法（以下「法」という。）別表第一第二十八号の規定に基づき、次に掲げる物を毒物に指定する。</p> <p>一 六の十一（略）</p> <p>六の十二（略）</p> <p>六の十三 酸化コバルト（Ⅱ）及びこれ含有する製剤</p> <p>六の十四（略）</p> <p>六の十五・六の十六（略）</p> <p>七 十三（略）</p> <p>十三の二（略）</p> <p>十三の三 ジブチル（ジクロロ）スタンナン及びこれ含有する製剤</p> <p>十三の四（略）</p> <p>十三の五・十三の六（略）</p> <p>十四 十三の三十一（略）</p> <p>（劇物）</p> <p>第二条 法別表第二第九十四号の規定に基づき、次に掲げる物を劇</p> | <p>（毒物）</p> <p>第一条 毒物及び劇物取締法（以下「法」という。）別表第一第二十八号の規定に基づき、次に掲げる物を毒物に指定する。</p> <p>一 六の十一（略）</p> <p>六の十二 三塩化燐及びこれ含有する製剤</p> <p>（新設）</p> <p>六の十三 三弗化硼素及びこれ含有する製剤</p> <p>六の十四・六の十五（略）</p> <p>七 十三（略）</p> <p>十三の二 ニージフェニルアセチル・三ーインダンジオン及びこれ含有する製剤。ただし、ニージフェニルアセチル・三ーインダンジオン〇・〇〇五%以下を含有するものを除く。</p> <p>（新設）</p> <p>十三の三 四弗化硫黄及びこれ含有する製剤</p> <p>十三の四・十三の五（略）</p> <p>十四 十三の三十一（略）</p> <p>（劇物）</p> <p>第二条 法別表第二第九十四号の規定に基づき、次に掲げる物を劇</p> |

物に指定する。ただし、毒物であるものを除く。

一〇四の五 (略)

四の六 (略)

四の七 一―アミノプロパン―二―オール及びこれを含有する製剤。ただし、一―アミノプロパン―二―オール四％以下を含有するものを除く。

四の八 (略)

四の九 (略)

五〇七 (略)

八 (略)

八の二 二―イソブトキシエタノール及びこれを含有する製剤。ただし、二―イソブトキシエタノール一〇％以下を含有するものを除く。

九 (略)

九の二〇十八の二 (略)

物に指定する。ただし、毒物であるものを除く。

一〇四の五 (略)

四の六 L―二―アミノ―四―H (ヒドロキシ) (メチル) ホスフィン―ブチリル―L―アラニル―L―アラニン、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤。ただし、L―二―アミノ―四―H (ヒドロキシ) (メチル) ホスフィン―ブチリル―L―アラニル―L―アラニンとして一九％以下を含有するものを除く。

(新設)

四の七 三―アミノメチル―三・五・五―トリメチルシクロヘキシルアミン (別名イソホロンジアミン) 及びこれを含有する製剤。ただし、三―アミノメチル―三・五・五―トリメチルシクロヘキシルアミン六％以下を含有するものを除く。

四の八 (略)

五〇七 (略)

八 アンモニアを含有する製剤。ただし、アンモニア一〇％以下を含有するものを除く。

(新設)

九 二―イソプロピルオキシフェニル―N―メチルカルバメート及びこれを含有する製剤。ただし、二―イソプロピルオキシフェニル―N―メチルカルバメート一％以下を含有するものを除く。

九の二〇十八の二 (略)

十八の三 (略)

十八の四 オキシラン―ニ―イルメチルメタクリレート及びこれを含有する製剤

十八の五 (略)

十九〇二十八の七 (略)

二十八の八 (略)

二十八の九 一―クロロ―四―ニトロベンゼン及びこれを含有する製剤

二十八の十 (略)

十八の三 オキシ三塩化バナジウム及びこれを含有する製剤

(新設)

十八の四 一・二・四・五・六・七・八・八―オクタクロロ―二・三・三a・四・七・七a―ヘキサヒドロ―四・七―メタノ―一H―インデン、一・二・三・四・五・六・七・八・八―ノナクロロ―二・三・三a・四・七・七a―ヘキサヒドロ―四・七―メタノ―一H―インデン、四・五・六・七・八・八―ヘキサクロロ―三a・四・七・七a―テトラヒドロ―四・七―メタノインデン、一・四・五・六・七・八・八―ヘプタクロロ―三a・四・七・七a―テトラヒドロ―四・七―メタノ―一H―インデン及びこれらの類縁化合物の混合物(別名クオルデン)並びにこれを含有する製剤。ただし、一・二・四・五・六・七・八・八―オクタクロロ―二・三・三a・四・七・七a―ヘキサヒドロ―四・七―メタノ―一H―インデン、一・二・三・四・五・六・七・八・八―ノナクロロ―二・三・三a・四・七・七a―ヘキサヒドロ―四・七―メタノ―一H―インデン、四・五・六・七・八・八―ヘキサクロロ―三a・四・七・七a―テトラヒドロ―四・七―メタノ―一H―インデン及びこれらの類縁化合物の混合物の六%以下を含有するものを除く。

十九〇二十八の七 (略)

二十八の八 クロロ酢酸ナトリウム及びこれを含有する製剤 (新設)

二十八の九 二―クロロニトロベンゼン及びこれを含有する製剤

二十八の十一、二十八の十五 (略)

二十九、三十一の三 (略)

三十二 有機シアン化合物及びこれを含む製剤。ただし、次に掲げるものを除く。

(16)(1) (略)  
(15) (略)

(17) | 四―エチルオクタ―三―エンニトリル及びこれを含む製剤

(18) | (略)

(19) | (略)  
(109) | (略)

(110) | (略)

(111) | 三・四―ジメチルベンゾニトリル及びこれを含む製剤

(112) | (略)

(113) | (略)  
(186) | (略)

三十三、四十一の二 (略)

四十一の三 (略)

二十八の十、二十八の十四 (略)

二十九、三十一の三 (略)

三十二 有機シアン化合物及びこれを含む製剤。ただし、次に掲げるものを除く。

(16)(1) (略)  
(15) (略)

(E)―ウンデカ―九―エンニトリル、(Z)―ウンデカ―九―エンニトリル及びウンデカ―一〇―エンニトリルの混合物 (E)―ウンデカ―九―エンニトリル四五%以上五五%以下を含むし、(Z)―ウンデカ―九―エンニトリル二三%以上三三%以下を含むし、かつ、ウンデカ―一〇―エンニトリル一〇%以上二〇%以下を含むものに限る。) 及びこれを含む製剤

(新設)

(17) | 四―(トランス―四―(トランス―四―エチルシクロヘキシル)シクロヘキシル)ベンゾニトリル及びこれを含む製剤

(18) | (略)  
(108) | (略)

(109) | N―(α・α―ジメチルベンジル)―ニ―シアノ―ニ―フエニルアセトアミド及びこれを含む製剤

(新設)

(110) | 四・四―ジメトキシブタンニトリル及びこれを含む製剤

(111) | (略)  
(184) | (略)

三十三、四十一の二 (略)

四十一の三、二・四―ジクロロ―一―ニトロベンゼン及びこれを含む製剤

四十一の四 二・四―ジクロロフェノール及びこれを含有する製剤

四十一の五 (略)

四十二～六十八の二 (略)

六十八の三 水酸化リチウム一水和物及びこれを含有する製剤。ただし、水酸化リチウム一水和物○・五%以下を含有するものを除く。

六十九～七十七の四 (略)

七十八 (略)

七十八の二 ノニルフェノール及びこれを含有する製剤。ただし、ノニルフェノール一%以下を含有するものを除く。

七十九 (略)

八十～八十一 (略)

八十二 (略)

八十二の二 一―ビニル―二―ピロリドン及びこれを含有する製剤。ただし、一―ビニル―二―ピロリドン一〇%以下を含有するものを除く。

八十三 (略)

八十三の二～八十五の十一 (略)

八十五の十二 (略)

八十五の十三 ふつ化アンモニウム及びこれを含有する製剤

八十五の十四 ふつ化ナトリウム及びこれを含有する製剤。ただ

(新設)

四十一の四 一・三―ジクロロプロペン及びこれを含有する製剤  
四十二～六十八の二 (略)

六十八の三 水酸化リチウム一水和物及びこれを含有する製剤。ただし、水酸化リチウム一水和物○・三%以下を含有するものを除く。

六十九～七十七の四 (略)

七十八 二硫化炭素を含有する製剤

(新設)

七十九 バリウム化合物。ただし、次に掲げるものを除く。

イ バリウム二―四―(五―クロロ―四―メチル―二―スルホナ

トフェニルアゾ)―三―ヒドロキシ―二―ナフトアート

ロ 硫酸バリウム

八十～八十一 (略)

八十二 ヒドロキシルアミン塩類及びこれを含有する製剤

(新設)

八十三 二―(三―ピリジル)―ピペリジン(別名アナバシン)

、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤

八十三の二～八十五の十一 (略)

八十五の十二 二―t―ブチル―五―メチルフェノール及びこれを含有する製剤

(新設)

(新設)

し、ふつ化ナトリウム六%以下を含有するものを除く。

八十六 (略)

八十七〜九十二 (略)

九十二の二 (略)

九十二の三 ベンゼン―一・四―ジカルボニルジクロリド及びこれを含有する製剤

九十二の四 ベンゾイルクロリド及びこれを含有する製剤。ただし、ベンゾイルクロリド〇・〇五%以下を含有するものを除く。

九十三 (略)

九十四〜九十八の六 (略)

九十八の七 (略)

九十八の八 メタンカルボン酸及びこれを含有する製剤。ただし、メタンカルボン酸〇・五%以下を含有するものを除く。

九十八の九 (略)

九十八の十〜九十八の十三 (略)

九十九〜百二の二 (略)

百二の三 (略)

百二の四 硫化水素ナトリウム及びこれを含有する製剤

百二の五 硫化二ナトリウム及びこれを含有する製剤

百三 (略)

八十六 ブラストサイジンSを含有する製剤

八十七〜九十二 (略)

九十二の二 ヘプタン酸及びこれを含有する製剤。ただし、ヘプタン酸二%以下を含有するものを除く。

(新設)

(新設)

九十三 一・四・五・六・七―ペンタクロル―三a・四・七・七

a―テトラヒドロ―四・七―(八・八―ジクロルメタン)―インデン(別名ヘプタクロール)を含有する製剤

九十四〜九十八の六 (略)

九十八の七 メタンアルソン酸鉄及びこれを含有する製剤

(新設)

九十八の八 ニーメチリデンブタン二酸(別名メチレンコハク酸)及びこれを含有する製剤

九十八の九〜九十八の十二 (略)

九十九〜百二の二 (略)

百二の三 ラサロシド、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤。ただし、ラサロシドとして二%以下を含有するものを除く。

(新設)

(新設)

百三 硫化<sup>リ</sup>燐を含有する製剤

2 百四ノ百十 (略) (略)

2 百四ノ百十 (略) (略)